

安 全 管 理 規 程

江若交通株式会社

目 次

第1章 総 則

第1条 目的

第2条 適用範囲

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3条 輸送の安全に関する基本的な方針

第4条 輸送の安全に関する重点施策

第5条 輸送の安全に関する目標

第6条 輸送の安全に関する計画

第3章 輸送の安全を確保するための管理の体制

第7条 社長等の責務

第8条 社内組織

第9条 安全統括管理者の選任及び解任

第10条 安全統括管理者の責務

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

第11条 輸送の安全に関する安全重点施策の実施

第12条 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

第13条 関係法令等の遵守の確保

第14条 事故・災害等に関する報告連絡体制

第15条 輸送の安全に関する教育及び訓練

第16条 輸送の安全に関する内部監査

第17条 輸送の安全に関する業務の改善

第18条 情報の公開

第19条 輸送の安全に関する記録の管理等

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、道路運送法第22条の2第2項、第29条の3の規定および国土交通省から公表された「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」並びに「運輸防災マネジメント指針」に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業に係るすべての業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また輸送の安全に関する情報を公表する。

(1) 安全方針

- 1) 社長は、輸送の安全に関する全社的な意図および方向性を明確にした「安全方針」を次のとおり策定し、全従業員に周知徹底する。

安全方針

信頼は安心の積み重ね

安心は安全の積み重ね

上記具現化のため、以下の事項を遵守します。

- 一、安全を最優先し、職務に専念します。
- 一、事故・災害時には、人命を最優先して行動します。
- 一、関係法令や規程・規則を遵守し、確実に業務を遂行します。
- 一、行動指針に従い、確実に業務を実践します。
- 一、安全への取組みを、絶えず見直し改善します。

- 2) 安全方針に関する従業員の理解度および浸透度の把握に努め、必要に応じて見直しを行う。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 グループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
 - 3 大規模地震や風水害などの自然災害への対応力の向上を図り、災害発生時において事業継続のための体制ならびに具体的な対策を講じて輸送の安全確保に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、年間重点目標を策定する。

- (1) 数値等を用い可能な限り具体的な目標を設定する等、管理者、及び乗務員等が理解し易く、且つモチベーションが高まるものとする。事後的にその達成状況を検証・評価できるものとする。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するため、輸送の安全に関する安全重点施策を策定し、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 取締役会構成員(以下「経営トップ」という)は、輸送の安全を確保するため、予算の確保や体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。
- 5 経営トップは、次に掲げる事項について、主体的に関与し、安全管理体制を適切に構築・運用する。
 - (1) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則に従業員へ徹底する。
 - (2) 安全方針を策定する。
 - (3) 安全重点施策の浸透を図り、安全意識を高める。
 - (4) 重大事故・事件・災害等への対応を実施する。
 - (5) 輸送の安全を確保するために、責任の明確化、組織構造の設計、適正な人員配置、教育訓練などを包括的に行う仕組みを構築し、継続的に改善する。
 - (6) 1年ごとにマネジメントレビューを実施、重大事故等が発生した際は適宜実施する。

- 6 経営トップは、従業員の高齢化、輸送施設等の老朽化による安全上の課題、自然災害、テロ、感染症への対応などの課題に対し的確に取り組むことが重要である。
- 7 経営トップは、確固たる安全管理体制の実現を図るため、本規程に定める事項について、安全統括管理者により、確実に実施されるよう主導する。
- 8 経営トップは、運輸安全マネジメントを推進するため、安全安心係を設置し、同係に運輸部連絡会議の事務局を置く。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 統括運行管理者、運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、別紙⑤のとおりとし、各々の職務及び権限は次のとおりとする。
- (1) 安全統括管理者は、輸送の安全に関する業務を統括する。
 - (2) 運輸課長は、安全統括管理者の指揮のもと、運行管理、整備管理に関する事項を統括する。
 - (3) 統括運行管理者(営業(支)所長)は、輸送の安全確保に関し、所属営業(支)所の運行管理者、整備管理者等の指導、及び管理監督を行う。
 - (4) 運行管理者は、輸送の安全確保に向けて、営業(支)所の運行管理に関する事項を処理する。
 - (5) 整備管理者は、輸送の安全確保に向けて、営業(支)所の車両の保守及び整備に関する事項を処理する。
- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図(別紙⑤・別紙⑥・別紙⑦)による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により業務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠るなどにより、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。
 - (4) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針・重点施策・目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は訓練を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施 及びその管理の方法

(輸送の安全に関する安全重点施策の実施)

- 第11条 輸送の安全に関する基本的な方針及び安全方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する安全重点施策を徹底して着実に実行する。
- 2 安全重点施策を着実に実行するため、四半期毎に具体的な取り組みとして安全運転月間目標を設定する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

- 第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転士等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。
- また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。
- 2 情報伝達およびコミュニケーションを確保するために次のように規定する。
- (1) 従業員に以下の輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達およびコミュニケーションを実現する。
- ① 安全統括管理者と営業(支)所等との双方向コミュニケーションとして、トップダウンの一方のコミュニケーションだけでなく、営業(支)所等の顕在的課題・潜在的課題等が営業(支)所等から安全統括管理者に対してボトムアップされるコミュニケーションを確保する。
 - ② 関係する関係部署間の情報の流れの滞りや共有不足等に起因する輸送の安全の確保に関するトラブル等を防止するため、従業員間において縦断的・横断的に輸送の安全の確保に必要な情報を共有する。
 - ③ 経営トップ、安全統括管理者が自ら、また現場の責任者を通じて、安全方針、目標、取組計画等の考え方を的確に現場に伝えるとともに、現場の課題等を的確に把握する。
- (2) 委託事業者との間においても輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達およびコミュニケーションを実現する。

(3) 関係法令等に従い、輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置等の輸送の安全に係る情報を外部に対して公表する。

また必要に応じて利用者に対し、利用者の不適切な行動が輸送の安全の確保に影響を与えるおそれがあることを伝える等の安全啓発活動を適時・適切に行うとともに、利用者からの意見・要望を収集し、事故の未然防止に活用する。

- 3 運行管理者(運行管理補助者)は、気象庁等が発表する最新の防災気象情報(線状降水帯に関する情報等を含む)を速やかに全従業員へ周知徹底する。
- 4 運行管理者は、点呼時において、前項の気象情報や道路状況を乗務員に確実に伝達し、安全運行に必要な指示を行わなければならない。
- 5 乗務員は、運行中に急激な気象の変化に遭遇し、運行管理者に連絡する余裕がないときは、お客様の安全確保を第一とし、直ちに安全な場所への待避など適切な措置をとらなければならない。

(関係法令等の遵守の確保)

第13条 輸送の安全確保する上で必要な次の事項に係る関係法令等を遵守する。

- (1) 輸送に従事する要員の確保
 - (2) 輸送施設の確保及び作業環境の整備
 - (3) 安全な輸送サービスの実施及びその監視
 - (4) 事故等への対応
 - (5) 事故等の是正措置及び予防措置
- 2 関係法令等の改正状況について、国土交通省HP、総務省HP、官報、バス事業者団体の法改正情報等をモニタリングすることにより把握し、必要に応じて対応する。
 - 3 個人情報保護のため、輸送の安全を確保する上で知り得たすべての情報については、適切に管理する。

(事故・災害等に関する報告連絡体制)

第14条 事故・災害等が発生した場合における当該事故・災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故・災害等に関する報告が、安全統括管理者・経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。

- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（令和6年国土交通省令第90号）に定める事故・災害等があった場合は、同報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第15条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、事故、災害等の防止策として必要となる人材育成のため、旅客自動車事業運輸規則第38条第1項の規定に基づく運転士に対する指導及び監督の指針（平成13年国土交通省告示第1676号）に関して、教育及び訓練に関する具体的な計画を作成し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

- 第16条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者（監査リーダー）として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上内部監査手順書に基づき、輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- また重大な事故・災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果を改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置若しくは予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第17条 経営トップは、安全統括管理者から事故・災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置若しくは予防措置を講じる。

- 2 法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現行よりも更なる高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第 18 条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故・事件・災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度ホームページ等への掲載により外部に公表する。
- 2 旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 に基づき、事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかにホームページ等への掲載により外部に公表する。
 - 3 貸切バス運転士の選任に伴う初任運転者への安全運転実技指導内容についてはホームページへの掲載により外部に公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第 19 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
 - 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、関係部署が記録し、保存の方法は「文書取扱規程」に準ずる。

◇付則

- ・この規程は、２０１３年１０月１日より実施する。
- ・２０１９年４月１日改定
- ・２０２３年７月１日改定
- ・２０２４年４月１日改定
- ・２０２４年７月１日改定
- ・２０２６年７月８日改定